

公益財団法人亀岡市福祉事業団役員及び評議員の報酬 及び費用弁償に関する規程

(目的)

この規程は、公益財団法人亀岡市福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(常務理事の報酬)

第1条 常務理事は館長を兼ねるものとし、役員としての報酬は支給しないものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等（理事長を除く）が次の用務に従事したときは、その従事した日数について、報酬を支給するものとする。

- (1) 理事会に出席したとき
- (2) 評議員会に出席したとき
- (3) 監事が監査の業務を行うとき
- (4) 理事長が特に必要と認めたとき

2 前項の規定により支給する役員等の報酬の額は、日額5,000円とする。

3 理事長の報酬は、月額10,000円とする。

4 亀岡市の常勤特別職及び一般職には前項に定める報酬は支給しない。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で会議等に従事した都度、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部または一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が事業団の用務のため旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、亀岡市の常勤特別職及び一般職の役員にあつては、亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市規則第3号）に定める旅費相当の額を、その他の役員にあつては、事業団役員及び職員旅費支給規程第2条の規定により、役員の職にある者に適用される区分の相当額を、それぞれ支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 1

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 2

この規程は、平成28年4月1日から施行する。